

平成 23 年度
第 4 回 西宮市幼児期の教育・保育審議会

(資料集 : P 1 ~ P 17)

平成 24 年 1 月 30 日 (月) 19:00 ~ 21:00

市役所 東館 8 階 801・802 会議室

平成 23 年度 第 4 回 西宮市幼児期の教育・保育審議会
(目次)

1. 格差是正・こども支援部会の報告について (P 1 ~ P 1 3)

- (1) 特別な支援を必要とする子どもの教育・保育について
- (2) 認可外保育施設への支援について
- (3) 子ども・子育て環境について

2. 適正配置部会の報告について (P 1 4 ~ P 1 7)

- (1) 適正配置に関連する情報の整理について
- (2) 適正配置の考え方について
- (3) 認可外保育施設の活用について

その他 (別紙)

会議次第
座席表

1．特別な支援を必要とする子どもの教育・保育について

～「インクルージョンの理念に基づく保育システム」の構築をめざして～

(1) 課題の整理

特別支援教育ワーキンググループで整理した下記の課題について、「短期」「中・長期」「継続」に分けて検討を行った。

相談体制・施設の選択について

入園・入所決定などの体制について

職員体制や加配職員の配置、専門職等について

）加配職員の配置や職員体制について

）専門職等の指導・助言について

）人材育成や研修について

保育内容について

その他：発達障害やその傾向がある子どもへの対応

(2) 基本的な考え方と審議の方向性

インクルージョンの理念に基づく教育・保育のあり方について、学校園においては、中央教育審議会でも論点整理がなされ、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の理念とそれに向かった方向性が示されており、その中では「特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことで特別な支援を必要とする子どもにも、また支援の必要性を周囲から認識されていないものの学習面又は行動面での困難を抱えている子どもにも、更には全ての子どもにとっても良い効果をあたえることができるものと考えられる」とされている。

幼稚園教育要領では「障害のある幼児の指導に当たっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること」、特別支援学校幼稚部教育要領では「幼稚部では、家庭と連携を図りながら、幼児の障害の状態や発達の程度を考慮し…（略）…生きる力の基礎を育成するよう次の目標の達成に努めなければならない」とある。

また、保育所では、児童福祉法第1条に述べられた「全ての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」という基本的な考え方に基づき、心身に障害のある児童に関して、教育と福祉の立場からさまざまな配慮がなされてきた。

保育所保育指針では「障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること」とある。

これらのことを踏まえ、すべての子どもの幸せを願う視点に立って、本市の特別な支援を必要とする子どもの教育・保育の方向性と具体的な取り組みについて審議を行った。

これまでの取り組みについて

(特別支援教育)

理念の理解と意識改革

【成果】特殊教育（障害児教育）から特別支援教育に転換する過程で、教員への研修を実施し、特別支援教育の理念の理解が深まるとともに、教員の意識改革が進展している。

【課題】発達障害に関する更なる理解と実践が必要であり、すべての教員で高めていくことが求められる。

実践の普及

【成果】発達障害の子ども達への対応を進めてきた過程で、子どもの実態を把握し、具体的な指導法までの理解が浸透するなど、小学校を中心とした実践が幼稚園（公立）にも普及している。

【課題】指導内容の説明を教員や学校が明確な根拠を持ってできるよう「個別の指導計画」の作成と教員相互の共有が必要である。また、施設間・教員間の格差を是正するためには、現状を見つめ、望ましい支援のあり方や専門家の派遣、研修の実施等について検討する必要がある。

支援システムの構築

【成果】一人一人の教員の理解が進んでも、それを支えるシステムがなければ着実な実践は困難であることから、本市では、特別支援教育支援員や保育補助員制度、西宮専門家チームの派遣等の支援システムが構築されている。

【課題】教育、福祉、医療、保健等の関係機関が一体となった連携組織を構築し、ライフステージに応じた一貫した相談体制の整備及び支援体制の構築が求められる。

(統合保育)

実践

【成果】1972年に厚生省（現・厚生労働省）通知として「心身障害児通園事業実施要綱」が出され、翌年、障害児保育が制度化への歩を開始することになった。本市でも、1973年より心身に障害のある児童と障害のない児童を同じ場所で一緒に保育する統合保育をスタートさせ、現在に至っている。

【課題】様々な子どもの入所があり、個別の状況に応じた専門家の指導援助が必要である。低年齢化の一方で、0，1，2歳児クラスでの保育実践の共有が求められている。また、よりよい統合保育を実施するためのクラスの人数について、研究が必要である。

支援体制

【成果】ケース研究会や実践研究会、自主ケース研究会、新任保育士への障害児保育体験研修などの研修会を実施している。また、保育ルーム、家庭保育所で障害児保育研修会を実施。全ての認可保育所に保健師が巡回を行い状況の把握を行っている。

【課題】支援が必要な保育所へ専門家が定期的に巡回指導する体制作りが、喫緊の課題となっている。

(3) 段階的な取り組みへの基本姿勢

幼稚園、保育所、就学前の福祉施設、行政等が相互連携し、短期的な課題に対しては、迅速に取り組めるよう共通理解を図っていく基本姿勢を持ち、課題解決に向けての検討や段階的な取り組みをめざす。

「短期」…次年度からでも実施可能であると考えられる取り組み

「中・長期」…課題解決に向けての検討が3年程度かかり、漸次実施していく必要があると考えられる取り組みのほか、国の動向を見据えながら、幼児期におけるインクルーシブ教育システム構築に向けての今後の進め方を長期的に検討し、段階的に実施していくことが望ましいと考えられる取り組み

「継続」…今まで取り組んできたことを引き続き充実させる取り組み

ユニバーサル社会づくりで重要なことは、組織を超えて横につながり、生活者の視点から事業者や行政機関は縦割り意識を取り去って課題を受け止め、横断的に迅速に対処する仕組みづくりが求められている。また、「支え合いながら共に生きる」という精神を共有し、主体的に、できることから一つひとつ取組を積み重ねていくという意識が重要である。(兵庫県ユニバーサル社会づくりを進めるにあたっての基本視点より)

(4) 段階的な取り組みの具体案・方向性

「短期」の取り組み

専門職等の指導・助言について

【課題】 現在は、各施設や機関がそれぞれで指導・助言体制を築いているため、体制の再構築が課題である。また、公立・私立、幼稚園・保育所に関係なく、幅広い専門家等による巡回指導や指導・助言を受ける機会の充実が求められている。

【具体案】 特別支援学校におけるセンター的機能を公立の学校園にとどまらず、地域支援として相談支援対象を私立の学校園や保育所、在家庭等にも広げ、県立の特別支援学校についても同様に要望していく。また、幅広い専門家等による指導・助言を受ける機会の充実について、巡回指導体制を整えていくことを目指すとともに、大学が多い本市の特性から、大学が持つ専門性や研究機能を活用し、大学教員の派遣等、相互連携するシステムの構築も検討していく。

* 中・長期的には、発達支援の中核施設である児童発達支援センターとして再整備される西宮市立わかば園において、各種専門職が地域の幼稚園や保育所等に出向く巡回・訪問型の相談支援（アウトリーチ）による相談・支援・指導などを行っていく。

特別支援学校におけるセンター的機能（地域支援）について

市立西宮養護学校

発達に課題のある幼児児童生徒が在籍する学校園等の要請に基づき教育相談を行ったり、特別支援教育に係る研修会等を企画実施したり、本市における特別支援教育の充実を図る。

【支援内容】来校式教育相談（日常生活や学校生活、発達、教材教具などに関すること）

【対応組織】 支援部...専任コーディネーター、自立活動担当者、臨床心理士、作業療法士等
第2コーディネーター...支援部を除く教職員すべて

県立芦屋特別支援学校...発達等で気になる幼児児童生徒の保護者を始めとした地域住民、教職員を対象に、保育や教育に関する全般的な教育相談を実施。

県立阪神特別支援学校...発達等で気になることがある幼児児童生徒の保護者を始めとした地域住民や地域の保育所・幼稚園・学校・福祉団体等の教職員を対象に、保育・教育・進路に関する全般的な相談を実施。

県立こばと聴覚特別支援学校...専任の教員がきこえと言葉に関する相談に個別に対応。

大学との連携について

市内10大学との地域連携・社会連携という観点から、大学交流センターを通じて、大学交流協議会とも講師・アドバイザー等の派遣や人材に関するリストの作成などについて、協議・調整を行っていく。

人材育成や研修について

【課題】引き続き、支援を必要とする子どもの保育に関する理念の周知、保育内容の充実に向けた研修を実施し、さらに、公立・私立、幼稚園・保育所が共通の理解や認識を深めていく必要がある。また、実践による保育方法とともに、言語化による保育の継承や専門家等による定期的な保育内容の評価・検証が求められている。

【具体案】市教育委員会が主催する「特別支援教育コーディネーター研修（特別支援教育ネットワーク会議）」を必要に応じて私立幼稚園に案内したり、障害児保育担当の保育士にも参加を呼びかけるなど、連携した研修システムを検討する。また、建学の精神で培われた私立学校園の特別支援教育の実践や福祉で育まれた支援計画の作成等、ノウハウの相互交流も検討する。

なお、これからの教育・保育を担う若い世代の教員や保育士に、保育実践や保育内容を継承するため、実践記録の作成や研修の一層の充実を図っていく。

*中・長期的には、子育て総合センターが、児童発達支援センターと連携し、幼稚園・保育所での取り組みや実践の効果などの情報共有を行うとともに、研究・研修を通じ、幼稚園・保育所等への支援を行う。

特別支援教育コーディネーター研修 特別支援教育ネットワーク会議 について（案）

（趣旨）特別支援教育体制の構築にあたり、学校園内及び関係機関等との連絡調整や相談窓口、適切な支援等の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの養成を図る。

（対象）市立学校園及び希望する私立幼稚園の特別支援教育コーディネーター、希望する保育所の障害児担当保育士等

（内容例）「特別支援教育・校園内体制」「保護者に寄り添う支援とは」「就学前と義務教育との円滑な連携～みやっこファイルを活用して～」 「就学前機関及び小学校による実践発表及び交流」

（西宮市地域自立支援協議会こども部会との連携）

教育・福祉・医療・子育て等諸機関がネットワークの構築を図るため、本研修について案内するとともに、「みやっこファイルの効果的な活用」「教育と福祉」に関する内容の研修も行う。

西宮市地域自立支援協議会とは、障害のある人が地域で生活していく上で関係する様々な関係者（保護者や相談支援事業者、行政など）でメンバーを構成し、障害福祉施策について幅広く意見交換を行い、障害のある人のニーズを中心とした地域における諸課題について、その解決に向けた方策の検討を行っていくことで、「障害のある人も地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指す組織。

「中・長期」の取り組み

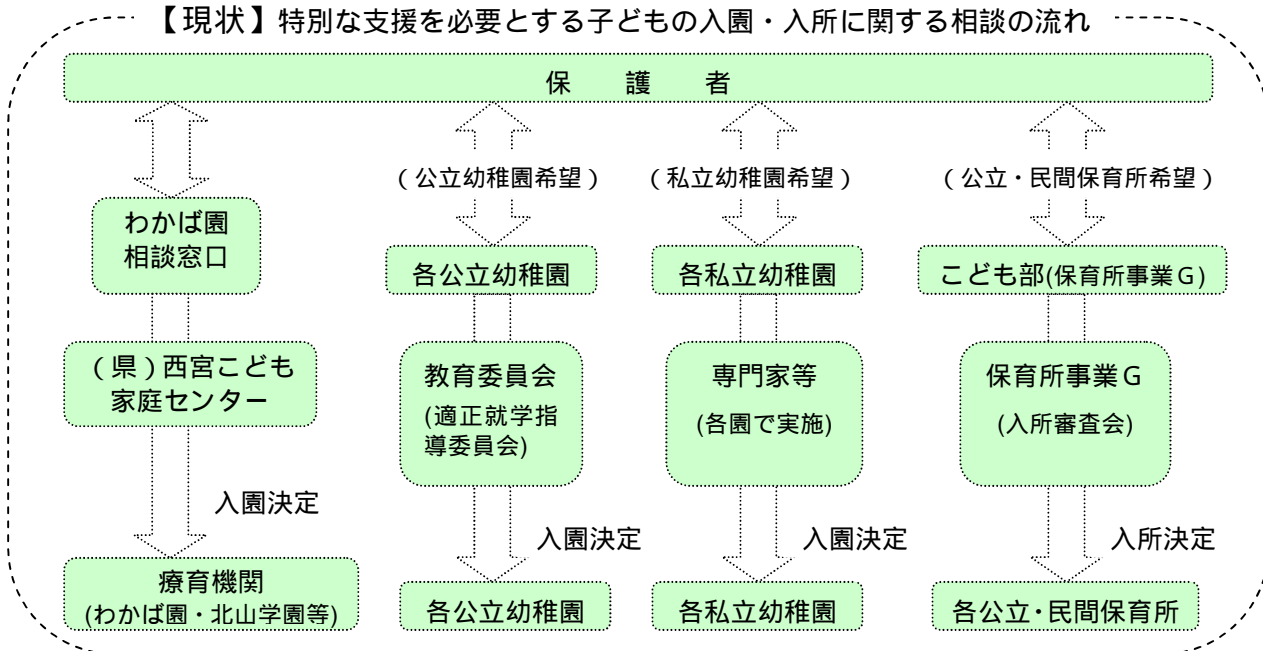
相談体制・施設の選択について

【課題】 相談窓口の明確化、情報の共有や専門機関へのつなぎなど、関係機関の相互連携の強化が課題である。子どもや保護者が適切な支援を受けられるようなコーディネート機能など、乳幼児期からの総合的な相談・支援体制の確立のため、中核的な役割を果たす、例えば、発達支援センターといった機関が必要と思われる。

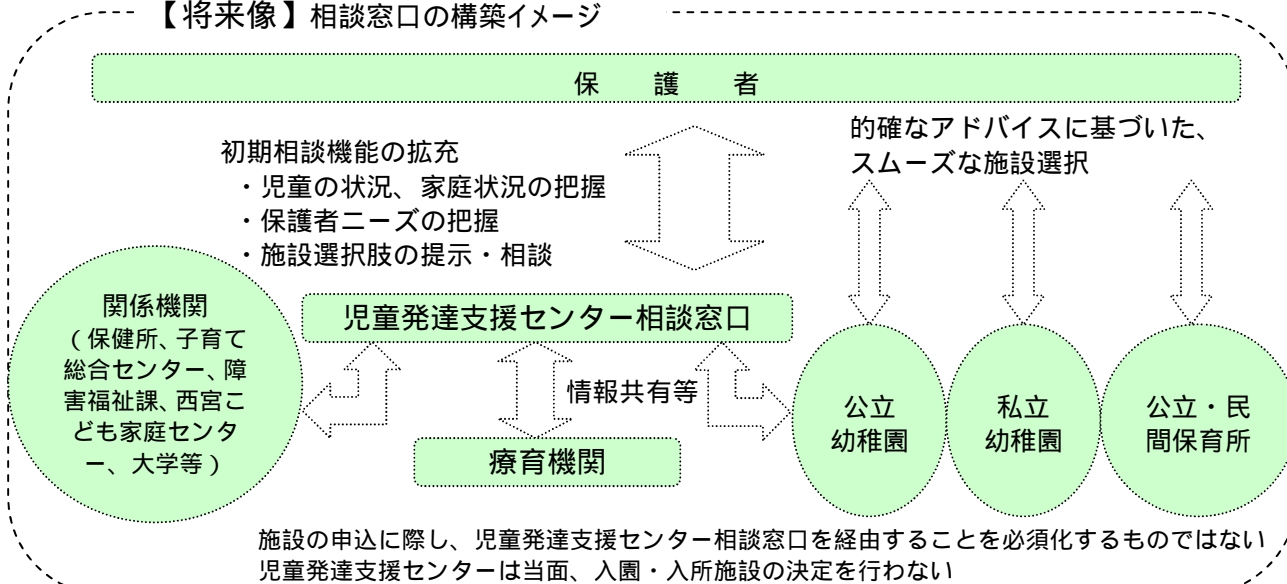
【方向性】 市内には県・市の相談窓口や病院、特別支援学校等の多くの相談機関が存在していることを踏まえ、児童発達支援センターとして再整備される西宮市わかば園が中核的な機能を担う。

方向性としては、療育の内容や施設の選択につながるコーディネート機能を有する“特別な支援を必要とする子どもの乳幼児期からの総合的な相談窓口”として、他機関とのネットワークを構築する中で、初期相談を含めた施設選択の相談・支援体制を強化していく。

【現状】 特別な支援を必要とする子どもの入園・入所に関する相談の流れ



【将来像】 相談窓口の構築イメージ



入園・入所決定などの体制について

【課題】 市全体で幼稚園や保育所の入園・入所を保障するために、加配職員の配置等の仕組みや基準の整理を行う必要がある。また、入園・入所後の望ましい支援の在り方について、各関係機関による、より一層の連携が必要である。

なお、医療的ケアの必要な子どもの入園・入所やその対応については、現在は、医師法上等からも教員や保育士が医療行為を行うことは原則禁じられているため、医療関係者の配置など、体制の整備に課題がある。

【方向性】 「加配職員の配置や職員体制について」の方向性も合わせて記載

市全体で就学前の子どもの入園・入所を保障していくための枠組みづくりについて、検討していく必要がある。

幼稚園における入園基準のあり方について意見交換を行うとともに、児童発達支援センター等と連携し、幼稚園・保育所の入園・入所判断のための共通尺度の作成について検討を行う。

入園・入所の希望に対して、例えば「専門機関相当」なのか、「支援(加配)相当」なのか、また、その子どもはどのような支援で集団における保育が可能となるのかなどの判断が求められるが、その際、統一した尺度のもとに、それぞれの立場に基づいた判断が行われるようにしていくことが必要である。

また、特に重度な障害のある子どもに対して、必要に応じて場を別にした保育を実施するのか、保育の場を統合して加配職員を配置したインクルージョンの保育を展開するのか、国の動向も踏まえた議論が必要である。

入園・入所後の支援体制として、加配職員の配置基準や資格基準の設定に向けて整理を行い、年度途中の入園・入所システムや医療的ケアの必要な子どもへの対応についても、医療職の配置などを含めて検討を行う。現在公立幼稚園で行われている特別支援学校による巡回相談や西宮専門家チームの派遣に加え、児童発達支援センターによる巡回・訪問型の相談支援(アウトリーチ)の活用もあわせて検討していく。

「継続」の取り組み

発達障害やその傾向がある子どもへの対応について

【課題】 保育現場における実態把握や保育指導、専門機関との連携が重要であり、保育者が子どもの発達課題を的確に理解し、適切な保育を行えるよう、人員体制の充実とともに、専門家などによる指導や支援、保育現場における研修等の充実が求められる。

また、保護者が氾濫する情報に惑わされることのないよう、適切な情報提供など、不安や負担を軽減するような支援が必要であり、乳幼児期からの総合的な相談・支援体制の確立など、その中核的役割を果たす機関が求められる。

【方向性】 早期対応が大切である発達障害についても、医学等の進歩により早期発見が可能となってきたことから、今後においては保護者との連携が大変重要である。

保護者の中には、幼稚園や保育所に入園・入所してはじめて気付いたり、気付いていてもなかなかそれを受入れることができない場合もあるので、相談・診断・療育等

の関係機関の支援のもと、保護者の不安や疑問に丁寧に寄り添い、早期の気づきを促し、支援していく体制を整備する必要がある。

人員体制の充実については、文部科学省より特別支援教育支援員の配置・拡充の依頼がなされていることを踏まえ、今後、全公立幼稚園において、保育補助員制度をより発展させた形で特別支援教育支援員を配置するとともに、私立幼稚園への支援について、どのような助成が望ましいのか私立幼稚園を交えて検討し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援の充実と、特別な支援を必要とする幼児の安定した入園・入所体制を整備すべきと考える。

また、保育所では、民間・公立共に、長時間にわたる保育の中で、子どもの状況に応じたきめ細やかな支援を実施するため、加配人員の配置（現行では保育士1人に対し子ども1～5人）のあり方を研究し、配置する必要がある。

なお、認可外保育所に入所する特別な支援を必要とする子どもと認可外保育所への支援のあり方についても、検討が必要である。

保育内容について

【課題】 支援を必要とする子どもが、集団の中で生活するという経験を得ることで、社会性や豊かな人間性が培われる一方、自立のための基盤を培う個別の保育の必要もある。子ども一人ひとりが、よりよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うための保育内容や保育方法を検討していくことが必要である。

【方向性】 特別支援教育・保育の理念に基づき、特別な支援を必要とする子どもに対しても、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導と支援を行う必要があり、障害の種類や程度に応じて、従来の特別支援教育・保育で培ってきた幼児期に行う共に生きる力の基礎を育成する保育の内容や方法について、維持・継承・発展させていく。

例えば、個別の「(教育)支援計画」「指導計画」を作成するなど、子どもの的確な実態把握と課題の明確化を図り、保育場面や日常の行動場面で、計画的・系統的な保育を展開できるよう、保護者や関係機関と連携していくことが重要である。

さらに、ライフステージを見通した適切な指導・支援をするためのツールとして「みやっこファイル」の活用を促進し、幼児の特性を科学的に共通理解して、幼稚園や保育所、関係機関での一貫性のある教育・保育をめざす。

「みやっこファイル」とは、保護者や支援者が子どもの成長段階の記録を綴り、情報を蓄積、共有化していくファイル。発達障害をはじめ支援の必要な子どもの情報を共有して把握することにより、子どもの成長過程に応じ、途切れることなく適切な支援ができるようにサポートファイルとして活用する。

1：格差是正・こども支援部会

2．認可外保育施設への支援について

(1) 中核市及び近隣都市における認可外保育施設への助成の状況(平成22年度)

自治体名	施設補助	初度調弁	運営費等	延長・夜間等保育	修繕費	備品・教材購入	賠償責任等保険料	職員健診	児童健診	安全・衛生費	研修費	利用者助成	多子減免	その他	施設あて	市独自の施設基準
旭川市	有											無				
函館市	有											無				
青森市	有											有				
盛岡市	無											無				
秋田市	有											有				
郡山市	有											有				
いわき市	有											無				
宇都宮市	有											無				
川崎市	有											有				
船橋市	無											有				
柏市	有											有				
横須賀市	有											無				
富山市	有											無				
金沢市	無											無				
長野市	無											無				
岐阜市	有											無				
豊橋市	無											無				
岡崎市	無											無				
豊田市	有											無				
高槻市	有											無				
東大阪市	無											無				
姫路市	有											無				
奈良市	無											無				
和歌山市	有											無				
倉敷市	有											無				
福山市	無											無				
下関市	有											有				
高松市	有											有				
松山市	有											有				
高知市	有											無				
久留米市	有											検討				
長崎市	有											中				
熊本市	有											無				
大分市	有											有				
宮崎市	有											無				
鹿児島市	有											無				
前橋市	有											有				
大津市	無											無				
尼崎市	無											無				
神戸市	無											無				
芦屋市	無											無				
宝塚市	有											無				
明石市	無											無				
伊丹市	有											無				
川西市	有											無				
三田市	有											無				
全46市	32	3	20	10	2	11	9	15	15	7	7	11	7	3	3	8

(2) 平成22年度指導監査における認可外保育施設からの要望事項等

認可外保育施設からの要望等について

(平成22年度 監査実施51施設中21施設より)

事項区分	概要	
助成全般	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設への助成制度を創設してほしい。 ・認可外保育施設を含めた待機児童対策を実施してほしい。
経営環境	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童に関する需要予測が困難で、経営が難しい。
健診	5件	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では費用面の問題から年2回の健診実施は困難である。 ・認可保育所の待機児童が多く児童の在籍期間が短いため、保護者への依頼が徹底しにくい状況がある。 ・児童の健康に関することは、認可保育所に通う子どもと差が出ないようにすべきである。
研修	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所保育者向けの研修に参加したい。 ・参加しやすいよう、開催日程(日曜等)を検討してほしい。 ・研修資料を配付してほしい。
情報・連絡	6件	<ul style="list-style-type: none"> ・入所児童に関する相談・連絡体制を整備してほしい。
監査基準	3件	(市の監査基準についての問い合わせ)
その他	2件	(その他相談)
計	25件	

(3) 他市における認可外保育施設に対する助成制度の例

1. 運営費等に対する助成制度の例

条件を満たした認可外保育施設に対する助成

<例> 認可外保育施設助成事業(鹿児島市)

対象：補助基準を満たす認可外保育施設

(概ね国の認可外保育施設指導監督基準を満たす施設)

内容：運営費補助金：入所児童1人 2,100円/月、一施設14,300円/月

待機児童を受け入れる認可外保育施設に対する助成

<例> 認可外保育施設運営補助(三田市)

対象：市内の待機児童を預かる認可外保育施設

内容：補助基準額 1施設当り基本分 100千円(年額)

加算分 待機児童1名につき6千円(月額)

特別な保育ニーズを満たす認可外保育施設に対する助成

<例> 認可外保育施設における休日保育に対する助成事業(明石市)

対象：休日保育を実施する認可外保育施設

内容：基本分8,000円×休日保育を実施した月数

(1ヵ月の休日の半数以上で休日保育を実施した月数)

加算分1,800円×2人以上の児童を対象に1日4時間を超えて休日保育を実施した日の日数

2. 児童健診に対する助成制度の例

必要金額の一部に対する助成

<例> 施設運営費助成(青森市)

対象：入所している児童に対して行う健康診断費用

内容：施設が、入所している児童に対して行う健康診断に係る費用又は施設において嘱託医を委嘱する場合に、嘱託医の委嘱に係る費用の一部を助成するもの。但し、限度額は88,205円とする。

施設毎に一定額を助成

<例> 認可外保育施設健康診断補助事業(宮崎市)

対象：児童の健康診断費用に対する補助

内容：健康診断実施園児童数100人以下 1施設 132,800円/年

(100人以上については、100人ごとに13,500円を加算)

児童毎に一定額を助成

<例> 入所児童健康診断実施事業（前橋市）

対 象：継続して入所している児童に対し、少なくとも1年に2回の定期健康診断を、学校保健法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行うための必要な経費を補助。

内 容：健康診断を受診した児童数×2,940円。
ただし、176,400円（60人分）を上限

3．利用者に対する助成制度の例

第3子以降の子どもに対する助成

<例> 多子世帯保育料軽減補助金（郡山市）

対 象：18歳未満の児童が3人以上いる世帯において、
第3子以降・認可外保育施設に入所・満3歳未満
の要件を満たす児童の保護者。

内 容：月額保育料×1/2 又は 10,000円
のいずれか低い額の年度合計額

認可外保育施設利用者に対する助成

<例> 認可外保育施設通園児補助金（船橋市）

対 象：保護者のいずれもが就労や介護、疾病等の理由でお子様をご家庭で保育できない状況が午前7時から午後6時の間で1日3時間以上かつ月15日以上あり、更に認可外保育施設の利用日数が一月に15日以上（月極め保育契約の方）であること

内 容：保護者の負担保育料の1/2とし、
3歳以上児 月額9,000円、3歳未満児 月額22,000円
を上限とする。

保育料の軽減を目的とした施設に対する助成

<例> 駅前認証保育施設補助金（柏市）

対 象：駅前認証保育施設

内 容：保育料の軽減に要する費用として、在籍児童の数に1月あたり21,000円を乗じて得た額
（申請時に保育に欠ける児童であることを証する書面の写しが必要）

3．子ども・子育て環境について

第1・2回の格差是正・こども支援部会で検討したこと

「放課後や休日の遊び場・居場所として、生きる力の育成につながる、子どもをとりまく環境のあり方について検討していく」ことを目的として、幼稚園教育要領・保育所保育指針をもとにトピック(右表)を洗い出し、その中から、「豊かな自然環境にふれての遊び」に焦点を当て、検討してきた。

領域等	トピック
健康	食生活、生活習慣、運動
人間関係	異年齢の子ども集団、地域の人とのかかわり
環境	豊かな自然環境にふれての遊び
言葉	ふさわしい言葉、文化にふれる
表現	社会性、コミュニケーションの基礎
生命の保持	生活リズム、健康増進
情緒の安定	自発性、探索意欲、自分への自信

これは、諮問項目「幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について」の中で、“地域における子育て支援の充実”を検討課題として、考えていくためのものである。

外遊びにおいて自然と触れ合う遊びとそのための環境の開発・整備を、行政ではないNPO等を中心に進めていく必要があることが話し合われた。その取り組みとして、

子どもたちが自然とふれ合いながら遊べる環境

大人が関与しなくても遊べる安全な環境

見守る保護者の意識の啓発

等が必要になり、その際には、子ども中心の視点が最大限重視されるべきことが確認された。「豊かな自然環境にふれての遊び」について一定の整理ができたので、次に検討するトピックを設定する。

次に検討するトピックの候補として

「豊かな自然環境にふれての遊び」は、「環境」領域に中心をおいた遊びであるが、他の領域やトピックとの関連も多くあると考えられる。そこで、関連するトピック項目について吟味してみると(下表)ほぼ全領域にまたがるアプローチであったことが確認できる。

領域等	トピック
健康	食生活、生活習慣、 運動
人間関係	異年齢の子ども集団 、 地域の人とのかかわり
環境	豊かな自然環境にふれての遊び
言葉	ふさわしい言葉、文化にふれる
表現	社会性 、 コミュニケーションの基礎
生命の保持	生活リズム、 健康増進
情緒の安定	自発性 、 探索意欲 、 自分への自信

そこで、「豊かな自然環境にふれての遊び」との関連では網羅できなかったトピックとして、

- 「健康」 : 食生活、生活習慣
- 「言葉」 : ふさわしい言葉、文化にふれる
- 「生命の保持」: 生活リズム

が挙げられる。

これを、発達の項目と養護の項目に整理し、以下のようにトピックとして設定するとともに、関連する遊び、関連するキーワードや取組例を以下のように洗い出してみた。なお、4つのトピックについても、「豊かな自然環境にふれての遊び」と同様、他の領域やトピックと多くの点で関連すると考えられる。

食生活にかかる取り組み

趣 旨	安心して食べる、みんなと食べる楽しさを味わう体験を通しての望ましい食習慣の形成
あそび	野菜の収穫、花や野菜の水やり、球根・野菜の苗植え 絵本読み、ごっこ遊び、ままごと遊び 春を見つける、花のジュースづくり、色水遊び、染色遊び 造形遊び、粘土遊び、泥団子づくり、砂・土や水の感触遊び
キーワード	給食、お弁当、一緒、食欲、給食、お箸、偏食、おやつ、クッキング、マナー、肥満
取組例	・計画的・組織的な啓発活動の構築(拠点組織の立ち上げ) ・西宮市としての望ましい食生活についての提案

ふさわしい言葉にかかる取り組み

趣 旨	自分の思いを出したり、人とのつながりをつけたりするための相手を意識したコミュニケーション力の形成
あそび	絵本読み、カード遊び 正月遊び、小動物、ごっこ遊び、ままごと遊び
キーワード	絵本、あいさつ、わらべうた、伝達、文字、聞く、やさしい、相手、折り合い
取組例	・絵本広場や読み聞かせ機会の情報環境整備 ・会話を促す遊びの開発や遊び場の整備

文化にふれる取り組み

趣 旨	伝統的な文化にふれたり、お話の世界に入り込んだりして子どもの取り巻く世界の拡充
あそび	正月遊び、鬼ごっこ、だるまさんがころんだ、雪遊び、縄遊び、はねつき、折り紙 絵本読み、ごっこ遊び、ままごと遊び 春を見つける、染色遊び、野菜の収穫、造形遊び
キーワード	伝承遊び、童謡、異文化、絵本、行事、季節、言語化、地域、交流、アウトリーチ
取組例	・体験を構成できる人材バンクや素材バンクなどの整備 ・伝統的な文化や異文化に特化した絵本広場や読み聞かせ機会の整備

生活習慣・生活リズムにかかる取り組み

趣 旨	自分でできることを増やし、集団生活の一員であり主体者である習慣や技能の獲得
あそび	ままごと遊び、体操、小動物、花や野菜の水やり
キーワード	家庭、無理強い、自律、しつけ、聞く、座る、走る、あいさつ、片付け、自己責任、協働、感謝、手洗い、うがい、着替え、食事、排泄、集団生活
取組例	・冊子作り、学習会、各機関の一体化や各機関の取り組みの整理 ・西宮市としての発達段階ごとの生活習慣の指標の作成とアピール

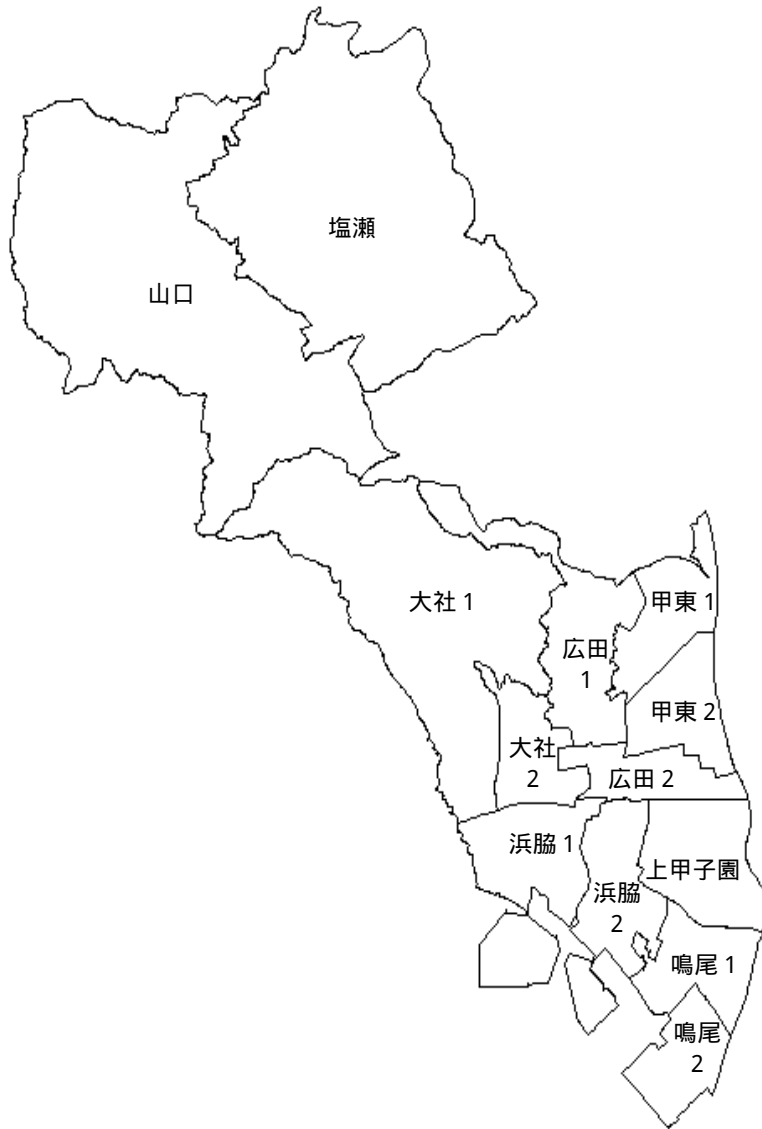
2：適正配置部会

1．適正配置に関連する情報の整理について

(1) ブロック分け

適正配置部会で整理されたとおり、幼保小の連携ブロックに基づく大・中・小の3つのレベルでブロック分けを行い、それを元に検討を行うこととしています。

ここでは、小ブロックの地図および小学校区の対比表を示します。



小ブロック	小学校区
浜脇1	浜脇
	西宮浜
	香櫛園
	用海
浜脇2	津門
	今津
	南甲子園
鳴尾1	鳴尾
	甲子園浜
	鳴尾東
鳴尾2	高須
	高須西
上甲子園	上甲子園
	春風
	鳴尾北
	小松
大社1	夙川
	北夙川
	苦楽園
	甲陽園
大社2	安井
	大社
広田1	神原
	広田
	上ヶ原
広田2	上ヶ原南
	平木
	瓦木
甲東1	深津
	甲東
	段上
甲東2	段上西
	樋ノ口
山口	高木
	瓦林
塩瀬	山口
	北六甲台
	名塩
	東山台
	生瀬

ブロック毎の今後10年の児童数及び保育需要の推計および、子育て関連施設の配置と状況については、以下の(2)、(3)で示します。

2．適正配置の考え方について

(1) 地域に必要な子育てに係る機能

平成 22 年度の適正配置部会における議論において、地域に必要な子育てに関する機能として、下記のような機能が挙げられています。第 3 回（11 月 29 日）・第 4 回（12 月 27 日）の適正配置部会では、このうち、の「公的機能」を軸に検討を行いました。

保育所機能（0～5 歳児の長時間保育機能）
 幼稚園機能（3～5 歳児の短時間保育機能）
 地域や家庭における子育て支援機能
 発達支援機能
 公的機能
 幼児教育に関する研修、研究機能

(2) 公立施設に求められる役割について

第 3 回、第 4 回適正配置部会では、公立施設（公立保育所・公立幼稚園）に求められる機能・役割について審議を行いました。

公立施設の役割として、セーフティネット機能、情報共有・連携拠点機能という二つの考え方について審議いたしましたが、地域全体で子どもの教育・保育を担うという意味では、公立施設だけでなく、公と民が互いに協働しながら公的機能を担うものと考えられます。

その意味で、公的機能として、公・民が協働して

「すべての子どもが教育・保育を受ける機会を保障する」

ことが必要であると考えられます。

そして、その「保障」のあり方については、第 5 回適正配置部会（1 月 27 日）で検討を行うこととなりました。

< 第 5 回適正配置部会での検討内容につきましては別途配布資料 >

3．認可外保育施設の活用について

認可外保育施設の活用について、第 5 回適正配置部会（1 月 27 日）でとり上げることをしています。

< 第 5 回適正配置部会での検討内容につきましては別途配布資料 >